

○建設工事請負契約における契約 の保証に関する取り扱いについて (通知)

監 第3-87号

平成9年3月31日

土木部長から 土木部各所属長 あて

建設工事請負契約の保証については、山梨県建設工事請負契約款（以下「役款」という。）第4条に規定されているところですが、その取り扱いについて次のとおり定めたので、事務処理に遺漏のないよう願います。

1 建設工事請負契約における契約の保証

約款第4条に規定するとおり、建設工事請負契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、契約担当者（山梨県財務規則第2条第1項第8号の規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一に掲げるものを求め、建設工事請負契約書案の提出とともに同表の左欄に掲げる契約保証に応じ、同表の右欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。

ただし、約款第4条第1項第3号の「銀行又は甲が确实と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

なお、例外的に役務的保証を求める場合にあっては、事前に土木総務課長と協議し、取り扱いについて指示を受けること。

契約の保証の種類	提出書類
契約保証金の納付	納付した指定金融機関の領収日付印が押印された領収書(財務規則第26号様式)の写し
契約保証金に代わる担保となる有価証券の提示	出納長又は出納員（以下「出納長等」という。）が交付した保管有価証券預り書（財務規則第131号様式）の写し
銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関

27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証	等の保証にかかる保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

2 請負契約締結等における取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当者は、落札者から契約保証金を納付したい旨の申し出があったときは、納付書（手書き用）（財務規則第26号様式）に必要事項を記入し、落札者に交付する。
- ② 落札者は、受領した納付書を添えて、指定金融機関に契約保証金を納付し、領収書（財務規則第26号様式）の交付を受け、建設工事請負契約書案とともに当該領収書の写しを契約担当者に提出する。
- ③ 契約担当者は、当該領収書の写しに記載の金額が契約保証金の金額と同一であることを確認の上、建設工事請負契約を締結するものとする。
なお、領収書の写しを建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の取扱い

- ① 契約担当者は、落札者から有価証券を納付したい旨の申し出があったときは、保管有価証券納付書（財務規則第131号様式）を落札者に交付する。
- ② 落札者は、受領した保管有価証券納付書を添えて、出納長等に有価証券を納付し、保管有価証券預り書（財務規則第131号様式）の交付を受け、建設工事請負契約書案とともに当該預り書の写しを契約担当者に提出する。
- ③ 契約担当者は、次の事項等書類に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約を締結するものとする。

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券については、当分の間原則として利付国債のみとし、これ以外の場合にあっては、出納室と取扱いについて協議すること。

ロ 保管有価証券預り書に記載の保管有価証券の総額が契約保証金の金額と同一であること。

- ④ 契約担当者は、③の確認の後、保管有価証券預り書の写しを建設工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当者は、落札者から、建設工事請負契約書案の提出とともに建設工事請負契約についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等書類に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約を締結するものと

する。

- イ 名宛人が、契約担当者であること。
- ロ 保証人が、金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 保証委託者が落札者であること。
- ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
- ホ 保証債務の内容が、建設工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ヘ 保証に係る建設工事の工事名が建設工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- ト 保証金額が契約保証金額と同一であること。
- チ 保証期間が工期を含むものであること。
- リ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。

② 建設工事請負契約を締結後、保証書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

① 契約担当者は、落札者から、建設工事請負契約書の提出とともに建設工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項提出書類に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約を締結するものとする。

- イ 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が契約担当者であること。
- ロ 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保証契約者）が落札者であること。
- ニ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあっては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- ホ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）として工事名が、建設工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- ヘ 保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が契約保証金の額と同一であること。
- ト 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が工期を含むものであること。

② 建設工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、建設工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

3 請負者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当者は、約款第 4 7 条第 1 項各号の一に該当するときは、すみやかに、建設工事請負契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する

見込みがあるときは、約款第45条第1号の規定により損害金を徴収して、工事を完成させることができる。

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当者は、約款第47条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、振替命令書（財務規則第70号様式）により、契約保証金に係る雑部金を歳入（雑入・違約金）に収納するものとする。
- ② 契約担当者は、約款第46条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の全額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。
- ③ 契約担当者は、約款第46条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の全額を下回る場合は、違約金へ振り替えた残りの契約保証金を請負者に還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の取扱い

- ① 契約担当者は、約款第47条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、出納長等に契約保証金に代わる保管有価証券が県へ帰属した旨の通知書（別記様式1）を提出するものとする。なお、通知書の写しを建設工事請負契約書に綴っておくものとする。
- ② 出納員は、前記通知書を受領したときは、その旨出納長に報告し、取り扱いについての指示を受けること。
- ③ 契約担当者は、約款第47条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の全額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。
- ④ 契約担当者は、約款第46条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の全額を下回る場合は、違約金へ振り替えた残りの契約保証金を請負者に還付するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当者は、約款第47条第1項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式2）及び解除通知書の写しを金融機関等に提出するとともに、調停伺い（財務規則第13号様式の3）により出納長に合議するものとする。
- ② 出納長は、契約担当者からの調停伺いを受領したときは、調査確認を行い、金融機関等あて納入通知書を送付する。
- ③ 契約担当者は、約款第47条第2項の規定に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

- ① 契約担当者は、約款第47条第1項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式2）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険証券）を保険会社に提出するとともに、調停伺い（財務規則第13号様式の3）

により出納長等に合議するものとする。

- ② 出納長等は、契約担当者からの調停伺いを受領したときは、調査確認を行い、保険会社あて納入通知書を送付するものとする。
- ③ 契約担当者は、約款第47条第2項に記載の違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあたっては、保険金額）を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

4 工事完成時の取扱い

契約担当者は、当該請負工事の完成検査が完了した場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当者は、請負者に対し、契約保証金還付請求書（別記様式3）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当者は、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、契約保証金還付請求書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、出納長等に支出命令書（財務規則第44号様式）とともに提出するものとする。
- ③ 出納長等は、契約担当者から当該支出命令書等を受領したときは、提出書類等に誤りがないかを確認の上、契約保証金還付請求書に記載の口座に還付金を振り込むとともに、請負者あてに支払案内書により通知するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券についての取扱い

- ① 契約担当者は、請負者に対し、保管有価証券預り書（財務規則第131号様式）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当者は、請負者から保管有価証券預り書の提出を受けたときは、提出当該預り書に還付を要する旨の表示をしたのち、出納長等に提出するものとする。
- ③ 出納長等は、契約担当者から保管有価証券預り書を受領したときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、保管有価証券を請負者に交付し、受領書を徴するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約担当者は、銀行等が保証した場合にあっては、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を請負者を通して銀行等にすみやかに返還し、保証事業会社が保証した場合にあっては、返還の必要はないので保証書をそのまま工事請負契約書に綴っておくものとする。

なお、保証書を請負者に返還する際には、請負者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式4）を提出させ、受領書及び当該保証書の写しを建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約担当者は、公共工事履行保証証券に係る証券等（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）の返還の必要がないので、そのまま建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金（金融機関等の保証及び履行保証証券の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額）の増額を請求できる場合であっても、当分の間は当該請求は行わないものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、請負者が契約保証金（金融機関等の保証及び履行保証証券の場合にあつては、保証金額）の減額の請求ができる場合であっても、当分の間は当該請求は認めないものとする。

なお、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないことになっているので、請負者から保険金額の減額請求があることはない。

7 工期の延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更時の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、変更手続きは必ず保証期間（工期）内に行い、保証期間に中断がないよう留意すること。また、保証事業会社の保証及び履行保証保険の場合にあつては、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、建設工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当者は、請負者から建設工事請負変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当者であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が建設工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ホ 変更時の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ③ 建設工事請負契約の変更後、変更契約書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、建設工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項

等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。

- イ 債権者が契約担当者であること。
- ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 債権者が請負者であること。
- ニ 異動を承認する旨の記載があること。
- ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ヘ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

③ 建設工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

8 工期の短縮時の取扱いについて

工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、変更手続きは必ず保証期間（工期）内に行うこと。また、保証事業会社の保証及び履行保証保険の場合にあつては、保証期間の変更の必要はない。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

① 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負者に対して、建設工事請負変更契約書案の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

② 契約担当者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

- イ 名宛人が契約担当者であること。
- ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
- ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
- ニ 保証に係る工事の工事名が建設工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
- ホ 変更時の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

③ 建設工事請負契約の変更後、変更契約書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

① 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負者に対して、建設工事請負変更契約書案の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出を求めるものとする。

② 契約担当者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

- イ 債権者が契約担当者であること。
- ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 債権者が請負者であること。

- ニ 異動を承認する旨の記載があること。
- ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- ヘ 変更時の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

③ 建設工事請負契約の変更後、異動承認書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

9 履行遅延時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、建設工事請負契約書第45条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、変更手続きは必ず保証期間（工期）内に行い、保証期間の中断がないよう留意すること。また、保証事業会社の保証及び履行保証保険の場合にあたっては、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当者であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
 - ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が建設工事請負変更契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ③ 建設工事請負契約の変更後、変更契約書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出を求めるものとする。
- ② 契約担当者は、請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当者であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債権者が請負者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。

- ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - へ 異動後の保証期間に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- ③ 建設工事請負契約の変更後、異動承認書は、建設工事請負契約書に綴っておくものとする。

別記様式 1

平成 年 月 日

出納長（出納員） 殿

契約担当者

職 名

氏 名

印

契約保証金に代わる保管有価証券の県への帰属について（通知）

地方自治法施行令 167 条の 16 及び地方自治法施行令第 167 条の 16 及び山梨県財務規則第 109 条の規定により納付された次の保管有価証券について、債務不履行により当該契約を解除したので、県に帰属したことを通知します。

納付書番号 (当初)	平成 年度第 号	種 目	契 約 保 証 金				
納付年月日 (当初)	平成 年 月 日	納付者氏名					
保 管 有 価 証 券	証券名称	枚数	総 額 面	内 訳			備 考
				額 面	回記号	番 号	

別記様式2

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

金融機関等又は保険会社名
代表者

殿

契約担当者

職 名

氏 名

印

請負者

と締結した工事請負契約（契約番号）

工事名

工事場所

を解除しましたので、次の金額の支払いを請求します。なお、支払い方法については、別途、出納長（出納員）より、納入通知書を送付するので、それに従ってください。

請求金額

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

証券番号

[注] 証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。

別記様式3

平成 年 月 日

契約保証金還付請求書

契約担当者

職名

氏名

殿

請負者

住所

商号又は名称

代表者氏名

会社印

代表者印

還付の理由

上記事由により、次の保管金を下記振込先に振り込んでください。

振込金額

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

契約番号 第 号

保管金納付書の 平成 年 月 日

日付及び番号 平成 年度第 号

振込先	銀行	支店
口座種別	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義		

別記様式 4

平成 年 月 日

保証書に係る受領書

契約担当者

職 名
氏 名

殿

請 負 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

会 社 印

代 表 者 印

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の紛失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

証 券 番 号	
保 証 人	
工 事 名	
保 証 期 間	
保 証 限 度 額	